

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（57）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2016年10月1日号収載）

小田中 聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号は2015年12月の動きの三回目、最終回となります。）

次号からは2016年の動きに入ります。乞うご期待。）

IV 12月後半期の運動

一 戦争法との闘い（一）

(1) 12月15日、歴史学者鹿野政直早稲田大学名誉教授らが声明を発表し、内閣府に提出した。この声明は、米軍新基地建設問題に関わる菅官房長官の発言に対して抗議し撤回を求める声明である。菅官房長官は、“戦後の米軍による普天間基地は強制接收である”という沖縄県の主張に対し、“賛同できない。日本全国が悲惨な中で皆さんが

大変ご苦労して今日の豊かな平和で自由な国を築いた”と述べたことに対し、抗議声明は、菅氏の歴史認識を“主観的思い込みを頼りに自己流に解釈した無責任なもの”“日本と沖縄の戦後史は同列に扱えるものではない”と批判し、公正な歴史認識を作っていく課題に幅広い分野の研究者、ジャーナリスト、作家、市民が共同していく必要がある、とする声明である（12月17日赤旗）。

二 戦争法との闘いの発展

(1) 戦争法に反対する闘いは高校生にも広がっている。12月19日、「東京大阪ダブルデモ2015ファイナル」が主催し、東京と大阪で開催された。その呼びかけ文は“戦争法は成立したが廃止のための行動は続ける。戦争法を考えるきっかけとして自分たちの思いをみんなとアピールしたい”というものである（12月17日赤旗）。

(2) 12月15日、「第30回日本高齢者大会 in 東京」の中央実行委員会が発足し、戦争法廃止の政府づくり運動と地域の高齢者運動連絡活動の飛躍へ、のべ1万人の参加を目標とすることを確認した。大会は2016年8月に開催される（12月17日赤旗）。

(3) 12月17日、早稲田大学有志の会は、「立憲主義、民主主義と平和を考える早

稲田大学の集い」を開いた。1500人が参加し、有志の会の中垣啓早大教授はあいさつで、“反知性主義に抗するとりでとして大学は極めて重要な役割をもっている”とあいさつした。また憲法学者長谷部恭男早大教授は、“集会やデモで民意を示していく必要がある。最後は議会の選挙で民意を反映させることが重要だ”と述べた。また、「戦争させない、九条壊すな！総がかり行動実行委員会」の高田健氏は、2000万署名を集めて、今度の参院選の争点の中心に据え、安倍内閣に立ち向かっていきたい“と訴えた（12月19日赤旗）。

(4) 12月18日「武器輸出反対ネットワーク」は、オーストラリアに潜水艦を輸出する問題で、“オーストラリアに潜水艦を売るな”“死の商人にはなりたくない！”官邸に向けシュプレヒコールしたのである

(12月19日)。

この日、安倍首相は、オーストラリア首相と会談しオーストラリアの次期潜水艦につき、日本の技術力をアピールし、セールスマンの如き行動に出たのである(12月20日赤旗)。

(5) 沖縄本島北部を中心に配備されている垂直離着陸機MV22オスプレイの訓練が激化し、深刻な被害をもたらしている。九月に始めた住民の記録によれば、九月は13機、10月は8機、11月は23機、12月15日現在で18機。

これらの米軍機は、民家上空を飛行し、激しい振動や騒音や低周波音の被害を生んでいる。米軍の普天間のMV22(24機)に加え、米空軍横田基地に特殊作戦機CV22オスプレイが10機配備される計画がある。また沖縄の伊江島にCV22などの駐機場が建設する計画があり、さらに高江の集落付近に四ヶ所のヘリ着陸帯を建設する計画がある。

このような計画が実現すれば、住民の騒音・低周波による被害はさらに拡大するであろう。しかし、安倍政府は、恐らく救済の手をさし伸べるようなことはしないであろう。ここにも戦争法成立の弊害が表れている(12月20日赤旗)。

(6) 戦争法廃止を求める運動は、日々、全国各地でくり広げられている。一部を記せば、12月19日札幌市で市民約100人の「戦争法廃止を求める総がかり行動」が、同日埼玉県では「戦争をゆるさない女性のレッドアクション」が、同日東京都新宿区で「NO WAR 新宿アクション」が、同日名古屋では「戦争法廃止のため野党は今こそ大同団結を」が、同日京都では「秘密保護法と安全保障法制、廃止を求める市民集会」が、同日広島市で「『軍事を削って、暮らしと福祉、教育の充実を!』国民大運動広島実

行委員会」と「憲法と平和を守る広島共同センター」がデモ行進を行った。(12月20日赤旗)。

(7)12月20日、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」が結成された。

「市民連合」は、方針として“戦争法廃止の2000万署名を「共通の基礎」に置き、①安全保障関連法の廃止、②立憲主義の回復、③個人の尊厳を擁護する政治の実現、に向け、野党共闘を求め、これらの課題について公約を基準に、参院選における候補者の推薦と支援を行う”と明記した。さらに辺野古新基地建設中止や脱原発など政策を共有する候補者を重点的に支援するという。

記者会見したのは「戦争をさせない・九条壊すな!総がかり行動実行委員会」の高田健氏、「安保保障関連法に反対する学者の会」の佐藤学氏、「シールズ」の諏訪原健氏、「安保関連法に反対するママの会」の西郷南海子氏、「立憲デモクラシーの会」の中野晃一氏、山口二郎氏の六氏であった(12月21日赤旗)。

12月20日、「シールズ関西」は、京都市でデモを行い、1800人が参加した(前掲赤旗)。

12月20日福島で、京都で、大分で、静岡で、高知で、群馬で、岩手県一戸市で、奈良県三郷町で戦争法廃止の活動が行われている。その他にも多くの運動が行われているが省略する。

なお、「市民連合」の趣旨、理念、方針の詳細については、赤旗12月21日、同月22日を参照されたい。

(8) 12月20日、「世界平和アピール七人委員会」は、創立60年に関連して「武力によらない平和の実現を目指して」というアピールを発表した。アピールは、“報復の連鎖は、恐怖と無関係に生きることができる安心、平和な世界に連なる道ではない”と

するものであった（12月21日赤旗）。

（9） 12月21日、中央大学で「安保法制に反対する中央大学集会」が開かれ、1000人を超える人々が参加した。同大学副学長橋本教授は“国際情勢の変化は憲法解釈の変更理由にならない、国民の憲法意識に基づいていないのならば立憲主義は成り立たない”と述べた（12月22日赤旗）。

（10） 12月22日、「安保破棄中央実行委員会」は、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設に反対する沖縄県民に連帯して、建設工事中止と普天間基地の無条件撤去を求める署名活動を新宿駅前でやった。あわせた2000万人署名活動も行った（12月23日赤旗）。

（11） 2016年夏の参議院選挙に向けて、市民団体と野党とが協力して統一候補者を擁立する動きが全国に広まりつつある。例えば、12月22日、みやぎ憲法九条の会、民主、共産、社民の四者は選挙協力につき意見を交換した（12月22日赤旗）。

また熊本県一区で統一候補として阿部広美弁護士が擁立され、立候補することとなった（12月24日赤旗）。このケースでは、「戦争させない。九条壊すな！くまもとネット」（賛同団体50）が民主党、共産党、維新の党、社民党、新社会党の五野党と連合、県労連に統一候補を要望した。①集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、②11の

三 戦争法との闘いの展開

（1） 12月28日、赤旗の調査によれば、自衛隊と米軍が2014年度に実施した共同訓練、演習（日米双方が参加した多国間訓練を含む）が少なくとも82回、のべ1265日間に達した。主な訓練としては、米海軍主催の環太平洋合同演習（リムパック）（14年6~8月）に陸上自衛隊の水陸両用戦部隊が初参加し、アメリカで行われた「アイアン・

安保保障関連法の廃止、③日本の政治に立憲主義と民主主義を取り戻す、の三点を共通の目的とすることを統一候補に要望し、その結果、12月20日、前述したように阿部氏の立候補が決まった（12月24、25日赤旗、河北新報）（但し、どのような具体的政策協定が結ばれたかは今のところ明らかでない）。

（12） 12月22日、安倍首相の地元山口市で超党派の県議8氏がつくる「立憲主義を考える議員連盟」は学習会を開き、中野晃一上智大学教授は、“立憲主義は戦後の土台であり、国家権力にとって「押しつけ」で当たり前。集団的自衛権容認の閣議決定や戦争法強行をとんでもない愚行だ”と述べた（12月24日赤旗）。

（13） 12月24日、沖縄県名護市辺野古の米軍新基地をめぐり国地方係争処理委員会（総務省に置かれている第三者機関）は、埋立承認取り消しの効力停止決定（10月27日）を不服として翁長知事が申し出た審査請求（11月2日）を不適法だとして却下決定を出した。

12月25日、沖縄県は、名護市辺野古の米軍基地建設に伴う翁長知事による辺野古埋め立て承認取り消しの効力を国交相が一時停止したのを違法として、これを取り消すよう訴訟を起こした（12月26日赤旗）。

フィスト」（15年1月~3月）でも同部隊が米海兵隊の水陸両用車に搭乗して上陸訓練を行うなど「海兵隊」の動きが加速している。また海上自衛隊の護衛艦「さざなみ」が2014年10月~11月「日米共同海外巡航訓練」として、日本からグアム、フィリピンに至るルートをアメリカ空母機動部隊と一ヶ月間共同行動を行っていた。巡航海域には中国と東南アジア諸国と領有権争いが生じ

ている南シナ海も含まれている（12月28日赤旗）。

これは訓練に名をかりた戦争法の先取りの行動である（12月28日赤旗）。

（2）安倍政府は、2016年度予算案に研究委託金として、防衛相の要求通り6億円を計上した。この防衛省の研究委託制度は、金を交付して、軍事研究ないし軍民両用技術研究（デュアルユース）を大学に行わせるものである。そして15年度の109件の応募のうち80件を大学や公的研究機関が応募したのである。

この事実の示すことは、大学が自衛隊ないし軍事産業の軍事研究の下請け機関化する危険を孕むものであり、大学研究者の見識が問われることになるということである（12月28日赤旗）。

（戦争法廃止などを求める意見書を可決した議会） 合計48議会

（強行後、26日現在。数字は可決議会の数）

（北海道 5）根室市 旭川市 芦別市 歌志内市 上砂川町

（青森 1）今別町

（岩手 13）県議会 花巻市 陸前高田市 久慈市 二戸市 大船渡市 北上市
宮古市 奥州市 軽米町 平泉町 一戸町 田野畑町

（宮城 1）美里町

（山形 3）山形市 南陽市 川西町

（福島 3）会津若松市 喜多方市 西郷村

（茨城 1）取手市

（東京 1）武蔵野市

（長野 7）中野市 飯山市 南木曾町 飯綱町 木島平村 宮田町 中川村

（三重 2）県議会 菰野町

（京都 3）京田辺市 宇治市 日向市

（奈良 2）香芝市 三郷町

（滋賀 1）愛荘町

（広島 2）三次市 庄原市

（島根 1）大田市

（鳥取 1）日野町

（高知 1）大月町

この数が物語るのは、平和憲法擁護、戦争法反対、日米同盟強化に対する反対運動が

（3）12月27日、防衛相は米空軍が2017年から順次配備する予定の新型輸送機CV22オスプレイ（垂直離着陸機）につき訓練を実施する可能性がある地域として青森、福島など10都道府県に通知した。しかし防衛省は、関係自治体が計80市町村に及ぶとみている（12月28日河北新報）。

この事実は、今や日本は、アメリカのオスプレイ、即ちアメリカ海兵隊の一大出撃基地の拠点化しつつあることを端的に示している。

（4）共産党の調査によれば、戦争法廃止を求める意見書を可決した地方議会は、17都道府県の48議会になることが明らかになった。その内訳は次の通りである（12月29日赤旗）。

今や中央と地方とを問わず、全国に拡大しているという現実である。

(5) 12月28日、日韓両政府は、「従軍慰安婦問題」につき合意に達したと発表した(赤旗12月31日、河北新報12月31日)。

①日本側の立場。

1. 「慰安婦」問題は当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、かかる観点から日本政府は責任を痛感している。安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣として改めて「慰安婦」としてあまたの苦痛を経験され心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを表明する。
2. 日本政府はこれまでも本問題に真摯に取り組んできたところ、その経験に立ち、今般、日本政府の予算により、すべての元慰安婦の方々の心の傷を癒す措置を講じる。
具体的には、韓国政府が元慰安婦の方々の支援を目的とした財団を設立し、これに日本政府の予算で、資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力しすべての元「慰安婦」の方々に名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を行うこととする。
3. 日本政府は以上を表明するとともに、以上申し上げた措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表によりこの問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。
あわせて、日本政府は韓国政府とともに今後、国連等、国際社会において、本問題について互いに避難、批判することを控える。
なお、先ほど申し上げた予算措置については、規模としておおむね10億円程度となった。
以上のことについては、日韓両首脳の手配にもとづいておこなってきた協議の結果であり、これをもって日韓関係が新時代に入ることを確信している。

② 韓国の立場

尹外相 本日の合意事項にたいして韓国政府の立場について私より発表させていただきます。

日本軍「慰安婦」問題について

韓国政府は日本政府の表明とこのたびの発表にいたるまでの取り組みを評価し、日本政府が先に表明した措置を着実に実施されるとの前提でこのたびの発表を通じて日本政府とともにこの問題が、最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は日本政府が実施する措置に協力する。

1. 韓国政府は日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧、威厳の維持といった観点から懸念しているという点を認知し、韓国政府としても可能な対応方向にたいし、関連団体との協議などを通じて適切に解決されるよう努力する。
2. 韓国政府は今般、このたびの日本政府が表明した措置が着実に実施されるとの前提で、
3. 日本政府とともに今後、国連など国際社会において、本問題に対する相互非難、批判を自制する。

に解決されただろうか。

思うに私は、今回の「合意」には、五側面があると考えている。

第一に、「従軍慰安婦」が存在し、日本軍

③ では右の合意で「従軍慰安婦問題」は真のいわば「性的奴隷」として扱われ心身共に

癒し難い傷を負ったことを、日本政府も遂に認めたことである。ではこの「合意」により「従軍慰安婦問題」は存在しないという一部の主張が姿を消すかといえ、恐らく姿や形を変えて大手メディアや右翼の団体を通じて垂れ流されるであろう。今回の「合意」はこのような一部の主張に対する措置を講じていないことは「合意」の欠点である。

第二に、お詫びの内容が通り一辺であり、法的責任を認めていないことも「合意」の欠点である。

第三に、10億円抛出し財団を作り、「元従

小括

以上、2015年12月後半期の憲法運動、戦争法反対闘争の動きを大まかに書いてきた。その中で浮かんだ一、二の感想を記しておく。

第一に、運動、闘争が人民の間に広く深く広がっていることである。思想、信条、宗教、政党・党派などの違いを乗り越えて、地域や老若男女の中に深く根を張ったことである。

第二に、平和憲法の、優れて政治的、社会的、経済的、文化的、先進的、国際的な価値を有することへの確信が人民の共有財産になったことである。

V TPP とその影響

一 TPP 大筋合意

(1) TPP (環太平洋経済連携協定) の「大綱」が政府により決定されたのは2016年11月22日である。11月28日、「北海道ジャーナリストの会」主催の「TPP『大筋合意』と日本の食と農」と題する講演会が開かれ、150人が参加した。鈴木宜弘氏は、“TPP交渉のアトランタ会合で日本は決着することを目的化し、譲歩を一手に引き受けた” “食の安全に遺伝子組み換え食品の拡大、

軍慰安婦」の名誉尊厳回復、心の傷の癒しのための事業を行うとしているが、その「事業」の内容が明らかでない。しかも「元従軍慰安婦」一人一人の手に渡されるかも不透明であり、この「合意」の欠点である。

第四に、北朝鮮にも「元従軍慰安婦」が存在していることを無視した「合意」は、非情、非人道的なものというべきである。

このように考えてみると今回の「合意」は人道的にも政治的にも成功したとはいえず、「元従軍慰安婦問題」は、再燃するであろう。

第三に、戦争法の悪法性、原発事故の解決不能性、沖縄基地問題の「捨て石」性、格差社会の拡大性などについての人民の認識が解決すべき課題として明確になったことである。

第四に、青年の思想と行動に大きな変化が生じていることである。その変化とは、平和、自由、平等、人間の尊厳、人間の連帯・絆を大切に思う心のありよう、つまり価値観の変化が生じているということである。

このことを確認した上で、TPP及びその与える影響の問題に移ることにする。

発ガン性が懸念される成長ホルモン入り牛肉など、さまざまな問題がある”ことを批判した(12月2日赤旗)。

(2) 10月5日、日米など、12ヶ国はTPP(環太平洋経済連携協定)交渉の「大筋合意」を発表した。これを受けて安倍政府は、11月25日「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。

安倍政権は、農産物重要五項目(米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖)でも関税撤廃を約束した(12月6日赤旗)。

(3) ①「大筋合意」には、規制改革について、「日本国政府が外国投資家等から意見及び提言を求め、関係省庁等からの回答とともに規制会議に付託し、同会議の提言に従って必要な措置をとる」とする一文が挿入された(12月8日赤旗)。

この挿入文が意味するのは、外国(アメリカ)の要求通りに、「規制改革」に名を借りて日本の農業、漁業、農協、中小企業の潰しにかかるということの意味している(12月8日赤旗)。

(4) 11月7日、東北農業農民団体連絡会は、東北農政局(仙台市)に、TPPから撤退を求める要請書を提出した。その内容は、①「大筋合意」の農産物関税につき、国会決議に従えば交渉から撤退しなければならない事態であること、②交渉合意の詳細や東北の産業への影響を明らかにすべきこと、③米の緊急買入れのほか、再生産を保障する米価を実現すること、④規模拡大しない、法人化を要件としない農家、営農組織への支援策を具体化することなどを提言したものである。そして農民連の参加者は、“市場任せの今の支援策では農業離れは、止められない現状にある”と指摘した(12月8日赤旗)。

(5) 12月8日、日本共産党国会議員団は、農林水産省に対し、申入書を提出した。

その内容は、①TPP協定書作成作業から撤退すること、②加工原料乳生産者補給金の大幅引き上げ、③牛・豚肉の経営安定対策の拡充と恒久化、④自給飼料型酪農経営に対する支援の拡充、である(12月9日赤旗)。

(6) 12月9日、「検証 TPP 全国フォーラム」が参議院議員会館で開かれた。(以下、12月10日赤旗)。呼びかけ人の一人、「TPPに反対する弁護士ネットワーク」の中野和子弁護士は、“安倍内閣が11月に公表した『大筋合意』の協定概要は英文の協定

文の10分の1であり、日米二国間併行協議も含め隠されている部分が多い”と批判し、“TPPは食の安全、健康、環境、くらしを守る仕組みを壊す。全文が明らかになれば国民にとって何の利益もない協定だと分かるだろう”と語った。

また首藤信彦氏(TPP阻止国民会議事務局長)は、“米国はTPPを自国による世界支配に不可欠なものとして合意に向け交渉してきた。協定本文以外に二ヶ国間の交換公文があること、このやり方はこれ迄の国際協定ではなかったやり方だ、日米交換公文は日本がアメリカに約束した項目を並べたもので、まさに降伏文書だ”、と述べた。また真嶋佳孝氏(農民運動全国連合会副会長)は“『大筋合意』は五項目の三割で関税が撤廃され、五項目以外はほぼ全部が撤廃となり、WTOをはるかに上回る譲歩で底なし”だと語った。

また「TPP参加交渉からの即時撤退を求める大学教員の会」の醍醐聰東大教授は、“大手薬品企業の利益をはかるTPPによって各国の医療に大きな影響をもたらしかねない。多国籍企業である製薬会社にとって、先発薬の寿命をいかに延ばすかが課題だ、医薬品に関するTPPの問題点はデータ保護期間だけではない。後発医薬品を規制する仕組みがTPPの随所にある、途上国が死活的に重要な薬品を特許許諾なしに使用できる「強制実施権」が保障されなくなる可能性があるほか、当局が後発薬の申請情報を先発薬企業に通知する「特殊リンケージ制度」は、日本にとって現状変更になる”と警告した。

さらに「TPP交渉差止・違憲訴訟の会」の岩月浩二弁護士は、“紛争を投資家目線で解決するのがISD条項であり、ビジネス弁護士が投資家にとって良いか悪いかを判断する、TPPのISD条項では国内法になって

いない条約も国内の裁判に直接通用できるとし、TPP が国内の裁判に干渉する可能性があり、日本政府は外国企業が進出先の政府に訴訟を乱発しない歯止めを設けたとしているが、環境や公衆衛生に関しても ISD の対象は広く、歯止めとして全く意味がない”と指摘した。

また、日本消費者連盟前共同代表山浦康明氏（明治大学兼任講師）は、“「衛生植物検

二 そもそも TPP とは何物か

(1) そもそも TPP とは、多国籍企業（アメリカ企業を中心軸）が国境を超えて、利潤を追求する行動を手厚く保護する制度である。その利潤追求は、農業、漁業、薬品、保険、銀行、自動車、食品、検疫、食品添加物、スーパー、コンビニなどの関税を撤廃し、多国籍企業の利潤追求の動きを「自由化」することである。

そうだとすると、利潤追求には摩擦や紛争が起こることは必然である。TPP は、その紛争の解決の共通のルールを決めようとするものである。その紛争解決機関が ISDS

（投資家対国家紛争解決条項）である。ISDS は進出先の国の制度、政策変更により損害を受けた外国企業がその国を相手どって損害賠償の訴えを起こせる制度である。もしこの制度により訴えられれば、日本の企業は莫大な賠償金を払わねばならない。そしてその賠償金で中小企業は勿論大企業ですら潰れてしまうかもしれない。

今回、「大筋合意」の中に「濫訴防止措置」が盛り込まれたのは、この危険を避け、海外に進出する日本の大企業にとって莫大な賠償金支払いを避けるために必要な制度であるということである。しかし、この制度は、その反面、第一にアメリカ大企業の日本への進出を容易にし、日本の大企業はアメリカに利潤を奪われるか、屈伏するか、屈辱

的立場に立たされること、第二に、日本独自の科学技術の発展を阻害すること、第三に、その結果、日本はアメリカの自由市場に化し、アメリカの利潤追求の市場となることである。

疫措置」(SPS) では、貿易の不当な障害にならないことが最大の狙いであり、食の安全のために日本政府が独自にとる措置が TPP で排除される危険性が高い”と警告した。そして最後に“この協定で貿易の自由化が促進され、農業や地域社会が破壊され、グローバル企業だけが利益を上げ、食の安全が軽視されかねない”と批判したのである。

(2) にも拘らず安倍政府が TPP を推進し、大企業や財界がなぜこの制度を受け入れようとしているか。その謎を解く鍵は、日本の財界、大企業（とくに軍需産業）がアメリカの財界、大企業に従属し、アメリカの得る利潤の分け前で生き延びようとしていることである。ここに鍵があるのである（12月15日赤旗）。

(3) TPP の「大筋合意」が農林水産業に対し、衰退の危機をもたらすことにつき若干書くことにする。

米については、現行のミニマムアクセス（最低輸入機会）77万トンに加えてアメリカとオーストラリアに特別輸入枠合計7万8400トンの新設し、仮に国内消費が年8万トン減少すれば過剰在庫となり米価は下落するので、米作農家は窮乏するのである。そして麦、牛肉、豚肉、乳製品も関税引き下げにより価格が下落し、酪農農家も窮乏する。

このようにして、TPP によって日本の農業は競争力を失い、農山村は疲弊する。このことは、農水省自身も認めているのにも拘わらず TPP 交渉で関税を引き下げること

こぼれを農村、山林に分ち与えることこそ、日本の農村山村の生きる道だという安倍政府の歪んだ倒立した考え方があるからである。このことを私たちはしっかりと見抜かなければ、一見複雑に思える TPP 交渉の本質をとらえることはできないのである（12月16日赤旗）。

（4） さらに「大筋合意」は食の安全を危険にさらすものである。「TPP 協定の概要」第7章は、「衛生植物検疫措置は、食の安全に関わる措置」について「貿易に対し不当な障害にならぬようにし、世界貿易機関（WTO）の指針や国際的な基準を考慮する」としている。日本はこれ迄 BSE（牛海綿状脳）や遺伝子組替え表示で独自の基準を作って規制してきた。ところが、アメリカはそれを国際的基準を作って規制してきた。ところが、アメリカはそれを国際的基準は合わない、科学的根拠がない、貿易の自由化の障害になっていると称して是正を要求してきている。前述の制度がその理不尽な要求のルートを作っているのである。これは遺伝子組替え作物を日本に輸出拡大するための公然たるルートを作ることを現実には意味している。

（5） 現在日本には輸入食品の検疫を行う食品監視員はわずか 406 人であり、検査率は 2014 年度でわずか 8.8 パーセントである。仮に「TPP 大筋合意」が実行されれば輸入は増える一方であるのに対し、検査率は益々減少するであろう。

TPP は、危険なアメリカの食品を日本人に提供する危険なものである（12月17,18日赤旗）

（6） TPP は「大筋合意」で終わったわけではない。TPP が発効するためには、アメリカと日本の議会の批准が必要だからである。

今、全国各地で TPP 反対運動が勢いを増

している。このような政治状況、運動状況の中で、安倍内閣は、TPP に署名できるか、さらには国会が果たして批准するであろうか。

それは、一にも二にも国民、とりわけ農民漁民、中小企業経営者、そして何よりも消費者の TPP 反対運動に関わっている（12月19日赤旗）。

（7） 12月17日山形市で「TPP 断固反対山形県連絡会」は、鈴木宣弘東大大学院教授の講演会を開いた。県内各地から 450 人が参加した。JA（全農）山形中央会の長沢会長は、“重要五品目を聖域とする国会決議は守られているとはいえ、納得できるものではない。引き続き運動を展開していく”、とあいさつした。また、鈴木宣弘氏（東大大学院教授）は、“政府は TPP の影響を三兆円と試算したが、現場の反撥が強いので公表しないで国会決議は守られたとして、国内対策を先に出した。どこ迄国民を欺くか。TPP とはグローバル企業がもうける仕組みだ・・・われわれの力でより良い日本の将来をつくりあげよう”と講演した（12月19日赤旗）。

TPP の本質をずばりと見事に批判したのである。

（8） 同様の TPP の反対運動は、宮城県塩釜市議会が 12月18日、「TPP の大筋合意についての意見書」を全員賛成で可決した。意見書は“大筋合意は農産物五品目を対象外とした国会決議を順守していない”として、その検証など慎重審議と農水産業振興策を求めるというのである。同様の動きは宮城県美里町、岡山県奈義町議会でもある（12月19日赤旗）。「大企業よりいのちを！ TPP なんかいらない新宿アクション」が 12月20日新宿駅広場で行われた（12月21日赤旗）。

（9） TPP によりオレンジ類が深刻な打

撃を蒙ることが懸念されている。オレンジ関税率は現在、12月～5月は32%、6月～11月は16%、グレープフルーツは10%である。TPPはこれを6～8年間でゼロにしようとしている。その影響は、例えば和歌山県の試算によれば、ミカン生産量は10%減、中晩かん（ハッサクなど）価格は32%減、かんきつ生産額は35.7億円減と試算されている。

三 TPPと2016年度予算案

(1) ここで2016年度政府予算案が12月24日閣議決定されたので、その概要を述べる。

①総額は96兆7218億円と過去最高となった。②軍事費は5兆541億円でこれも過去最高である。③社会保障費は31兆9738億円で、高齢化に伴う自然増を削減。④文教科科学費は5兆3580億円で、前年度より4億円減。⑤その他TPP、原発再稼働、中小企業、宇宙軍拡、法人税減税、などでも政府の政策に沿った予算が組まれている（2016年12月25日赤旗）。

(2) 12月24日政府は経済諮問会議でTPPが実質国内総生産（GDP）を約13兆6千億円引き上げるとする経済効果分析を発表した。そのうち、雇用拡大が約80万人、農林水産物の生産減少額が約1300億円～2100億円である。

(3) この分析の前提とされているのは、関税の撤廃ないし削減により貿易が活発となり、その結果、生産性は向上し物価は下落し、消費が拡大し、景気が上昇し、実質賃金も上昇する、という循環論である。

(4) しかし、この前提には疑問がある。第一に関税が撤廃ないし削減されれば、国内の製品（とくに農産物）も価格が下落し、中小企業や農水産業は競争力を失い、業績も低下し、実質賃金が低下し、購買力も低下

そのためもあり、後継者不足が生じ、かといって経営の大規模化も山間部では無理である。安い外国産のオレンジとの価格競争も無理だということである（12月22日赤旗）。

農家の危機感は非常に強い。例えば北海道内179自治体のうち、8割近い134自治体の首長が「大筋合意」に反対しているのである（12月23日赤旗）。

し、その結果として不景気が生じる恐れがあるのである。

第二に、TPPとは、本質的にアメリカの求める「貿易自由化」であり、アメリカの製品を日本市場に自由に売り込み莫大な利益を得ようとする、アメリカのアメリカによるアメリカのための経済戦略なのである。

第三に、にも拘わらずなぜ安倍政府はTPP積極的かつ秘密裡に推進しようとするのであろうか。この謎を解く鍵は、①軍事力問題である。安倍政府はアメリカに日本を経済的自由市場として提供する見返りとして、アメリカの忠実な「属軍」として世界各地に軍事的進出と経済的進出をしようと狙っていることである。②TPPによって疲弊するのは中小企業、農漁業、中小企業であり、大企業、とくに軍需産業はアメリカの下請企業として莫大な利益を得ることができることである。中小企業、農漁業、そして日本人民滅びて大企業栄える経済構造を作ろうとしていることである。（12月25日河北新報）（12月31日赤旗参照）。

(5)以上を執筆した後に、首藤信彦「アトランタに仕組まれたTPP大筋合意」（世界2015年12月号）に接した。そこで教えられた何点かを書き留めることにする。

第一にTPPは、アメリカの対中戦略の一環であることである。台頭著しい中国経済に対抗するための対抗的貿易体制を持つこ

とが日米両政府にとり必要であることである。

第二に、TPPは日本の自動車産業界の要求でもあり、利益をもたらすことである。日本の自動車メーカーにとって、TPP国の中では日本は最大の輸出先であると共に、日本は海外で生産した日本製自動車の逆輸入

国なのである。そのためにこそ関税の撤廃、減削を要求しているということである。

第三に、TPPは、アメリカの政治状況とくに政党間、政党・労働界の特に政治対立に深い関わりがあることである。

なお、「TPP交渉の現状と対抗の展望」東山寛（経済2015年七月号）も参照のこと。

最後に

一、書き残したこと

① 12月24日、福井地裁が関西電力高浜原発三、四号機の再稼働差し止め仮処分決定を覆す不当な決定を言い渡した(12月25日赤旗、河北新報)。12月25日関西電力は、高浜原発三号機で原子炉への核燃料の装填を始めた(12月26日赤旗)

② みずほファイナンシャルグループに続いて三菱ファイナンシャルグループが、三井住友ファイナンシャルグループが自民党に「国民政治協会」(同党の政治資金団体)を経由して政治献金をおこなっていることが12月29日までに判明した(12月30日

赤旗)。

③ 1月3日から「戦争法廃止」を求める2000万署名運動を街頭で行う若者グループ「ユニキタ」が札幌にあることを記す。

④ 以上が書き残したものの主な事象である。

通観して思うことは、歴史は決して逆戻りしないこと。いかに安倍政府が日米軍事同盟強化を追求し、大国化しようとしても、それに反対する人民の力は大きく、それを許さないであろうことである。

このことを確認して、12月分を終えることにする。

(2016年1月3日脱稿)。